

子ども
子育て

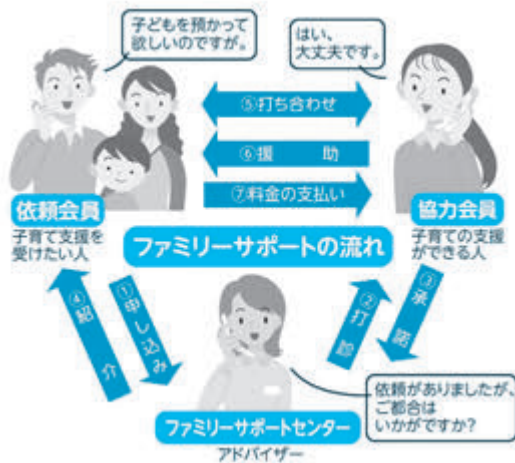
子どもたちの健やかな育ちのために ファミリーサポートセンター

ID 1004052

問ファミリーサポートセンター
☎(616)1571

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしたい人（協力会員）と子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が助け合い、子どもたちの健やかな育ちを援助するための会員組織です。専任のアドバイザーが、会員間で行う相互援助活動をコーディネートします。

■援助の内容 ▼保育園・幼稚園・小学校などの開始前・終了後の子どもの預かり▼保育園・幼稚園などの送り迎え▼保護者の急用や外出時の子どもの預かり。なお、ファミリーサポートセンター



で行う援助は一時的・臨時的な活動です。

■費用 平日の午前7時～午後7時＝1時間当たり700円。土・日曜日、祝休日および年末年始など＝1時間当たり800円。

会員募集中

■協力会員になるには 3日間の講習を受ける必要があります。▼日時 5月21～23日、午前9時～午後4時。全3回▼会場 総合コミュニティセンター（明保野町）▼内容 子どもを預かるための保育的な知識・技術を身に付ける▼対象 市内在住者▼定員 先着30人▼申込期限 5月15日▼申込方法 電話で、ファミリーサポートセンターへ。

■依頼会員になるには ▼対象 市内在住か通勤者でおおむね生後6カ月～小学生（中学校入学式前日まで）の保護者▼申込方法 身分証明書と会員本人の写真（3cm×2.4cm）を2枚お持ちの上、直接、ファミリーサポートセンター（馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア6階）へ。

■両方会員 協力会員と依頼会員を兼ねる人。

消費者
月間

5月は消費者月間 ともに築こう 豊かな消費社会 誰一人取り残さない

ID 1004872

問消費生活センター☎(616)1561

現在、急速な高齢化や高度情報化の進展により、消費者を取り巻く環境は日々変化し続けています。消費者トラブルに遭わないためには、日常にどのようなトラブルが潜んでいるのか、その対処法はどうすればよいのかを知ることが大切です。

この機会に消費生活について関心を持ち、消費生活トラブルに遭わないように気を付けましょう。

■消費生活パネル展 ▼期間・会場 5月7～10日＝篠井区（下小池町）、5月11～17日＝河内区（中岡本町）、5月18～24日＝市役所1階市民ホール、5月25～31日＝雀宮区（新富町）。

■かしこい消費者講座 ▼日時 6月25日、7月9・23日、8月6・20日、9月3日。全6回▼会場 県庁（埴田1丁目）▼内容 消費生活に関する基礎知識を習得するための講話など▼対象 原則、全講義を受講できる人▼申込期限 5月31日（必着）▼申込方法 消費生活センターに置いてある申込書に必要事項を書き、直接、消費生活センター（馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階）へ。

■消費生活センターに相談 詳しくは、38ページをご覧ください。

■知識を深めよう 消費生活出前講座 詳しくは、10ページをご覧ください。

トラブル防止をお手伝い

特殊詐欺撃退機器などの 購入費を補助

ID 1018845

▼対象 市内在住の65歳以上で、次のいずれかに当てはまる世帯。①65歳以上の人のみ ②家族と同居しているが、65歳以上の人のみとなる時間帯がある。

▼対象機器 特殊詐欺撃退機能のある電話機または電話機に外部接続可能な機器。

▼補助金額 機器の購入費用（取り付け費用を含む）の4分の3（最大1万円）。

▼申込方法 消費生活センター（市庁からも取り出し可）に置いてある申込書に必要事項を書き、直接または郵送で、〒320-0026 馬場通り4丁目1-1、消費生活センターへ。